

事業系一般廃棄物
減量化等計画書作成の手引き

高知市 環境部 廃棄物対策課

令和5年3月発行

～目 次～

I 概要

- 1 はじめに 1

II 適正処理の実務

- 1 事業者の責務 2
- 2 廃棄物の適正処理の方法 2
- 3 重量換算表 4
- 4 廃棄物の減量化, 資源化によるメリット 5

III 提出物

- 1 廃棄物管理責任者の選任・届出 6
- 2 事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出 6
- 3 廃棄物管理責任者の選任(変更)届の記入例 7
- 4 事業系一般廃棄物減量化等計画書の記入例 8, 9

IV 関係法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋) 10
- ・高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋) 10
- ・高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(抜粋) 11
- ・高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱 11

I 概要

1 はじめに

環境問題は、これまでの大量生産・大量消費社会により、その影響が多様化・深刻化してきました。そのため、現代社会においては、廃棄物の消費量や発生を抑制し、将来の世代へよりよい環境を引き継ぐ社会を実現していく必要があります。

本市では「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像と定め、資源循環型都市の構築、廃棄物の適正処理による環境負荷の低減について、市民・事業者・行政が一体となって取り組める社会をめざしています。

その一環として、本市の一般廃棄物処理基本計画には、ごみの減量目標等を掲げており、この目標達成に向け、市民や事業者の皆様のご協力のもと、今後も廃棄物の減量・再資源化の取組みを継続していくことが必要です。

このことから、本市では**事業系一般廃棄物**（注1）を多量に排出する事業者（「**特定建築物**」（注2）及び「**大規模小売店舗**」（注3）に該当するもの。以下「対象事業者」という。）の皆様から、「廃棄物管理責任者選任（変更）届」及び「事業系一般廃棄物減量化等計画書」をご提出いただき、廃棄物の減量、再資源化及び適正処理についての認識を深めていただくことが、資源循環型の社会づくりに繋がると考えております。

地球環境にやさしいまちの実現に向けて、事業者の皆様とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（注1）【事業系一般廃棄物】

事業所から出た廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される20種類の**産業廃棄物以外の廃棄物**。（例：紙ごみ、生ごみ、段ボールなど）

※事業所から出たビニール・プラスチック類は、**産業廃棄物に規定されています**。

詳細は高知市発行の「事業系ごみの出し方の手引き」をご覧ください。

（注2）【特定建築物】：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される建築物で、その用途部分の**延べ面積が 3,000㎡以上**のもの。

※学校教育法第1条に規定する学校は、**延べ面積が 8,000㎡以上**のもの。

（注3）【大規模小売店舗】：「大規模小売店舗立地法」に規定

小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行うための店舗のうち、その建物内の**店舗面積の合計が 1,000㎡を超える**店舗。

Ⅱ 適正処理の実務

1 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理しなければならないこと、適正処理に当たって、減量化及び再資源化を推進し、市の施策に協力しなければならないことが定められており、廃棄物に対する事業者としての対応が求められています。

2 廃棄物の適正処理の方法

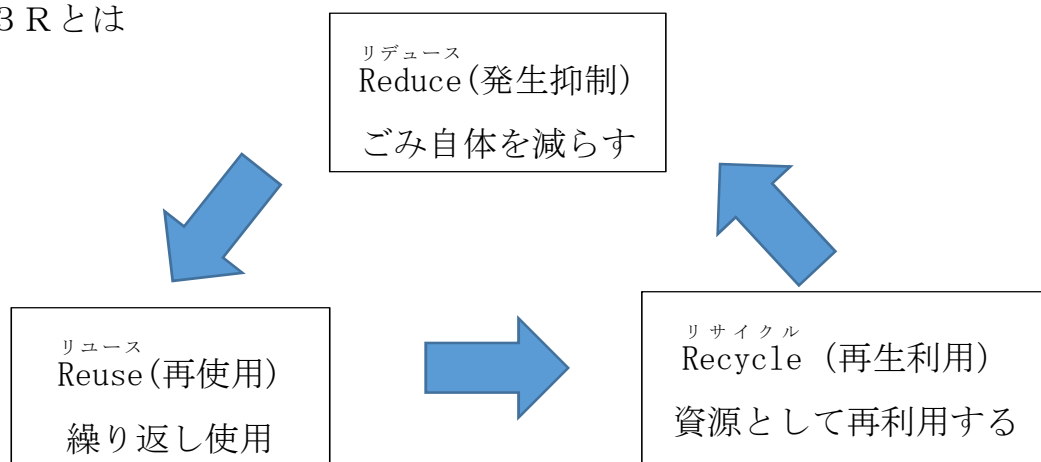
廃棄物の適正処理には、廃棄物の分別について正しい知識が必要です。（詳細は、高知市発行の「事業系ごみの出し方手引き」をご覧ください。）

【事業系一般廃棄物の減量，再資源化の推進】

事業系一般廃棄物の減量，再資源化を効果的に進めていくには、廃棄物管理責任者を中心に、廃棄物の排出量等を把握し、処理方法の改善目標や廃棄物の排出量，再資源化量等の数値目標を設定し、組織全体として3R※を推進していくことが必要です。

そのためには、社内研修や掲示板等を活用し、組織のひとりひとりが廃棄物の減量，再資源化について関心を持ち、行動に移していける様な仕組み作りが重要になってきます。廃棄物対策課では、廃棄物の適正処理に関する出前講座も行ってまいりますので、研修の際等にご活用ください。

※3Rとは



【廃棄物の減量化等の取組みでのチェック項目（例）】

取組みの際には、以下の様な事項をご確認ください。

- ごみや再資源化可能なものを保管するスペースが確保されているか。
- ごみを分別するボックス等が設置され、分別が適切に実施されているか。
- 再資源化できる古紙類（新聞、段ボール等）を古紙回収業者に引き渡すなど再資源化できているか。
- 両面コピーや裏紙利用等により紙の使用量を削減しているか。
- 廃棄物の収集・運搬を業者に委託している場合、適正な許可業者と契約しているか。
- 社員や関係者への啓発活動や協力体制が確立されているか。

【廃棄物・資源物の排出量の把握方法（例）】

廃棄物や資源の重量は、以下の様な方法を参考に把握してください。

- 排出されたごみの重さを、種類ごとに計量する。
- 一定期間計量し、一年間の重量を推計する。
毎日の計量が困難な事業所では、一定期間（例えば一週間又は一か月間）計量した重量から、一年間の重量を推計する。ただし、時期により排出量の変動する場合等はその期間ごとに推計する。
- 委託している収集・運搬の許可業者や古紙回収業者等から排出量を聞き取る。
- 清掃工場へ自己搬入している場合は、計量・料金伝票により把握する。
- 目視で重量を推計する。
排出された袋数や排出量をもとに、掲載している重量換算表を参考に重量を推計する。

（重量換算表は、あくまでも重量推計の参考値であることに留意してください。）

3 重量換算表

※1リットルあたりのキログラム重量です (kg/リットル)

区 分		一般的な換算係数	備 考
可燃 ごみ	生ごみ	0.5	
	生ごみ等 (混合)	0.135	紙くずなどが主体 <u>0.12</u>
			生ごみが多いもの <u>0.2</u>
紙ごみ	0.075	シュレッダー紙等	
古 紙 類	新聞・チラシ	0.57	ヒモで縛ったもの
	段ボール	0.05	折りたたんだもの
	雑 誌	0.8	ヒモで縛ったもの
	OA用紙	0.65	ヒモで縛ったもの

■ 目視による推計



生ごみ

45リットル袋に詰めて
約 22.5 kg



生ごみ等(混合)

45リットル袋に詰めて
約 6.1 kg



新聞・チラシ

4つ折りにして
高さ：約 10 cm
約 6.0 kg



段ボール

小 10 枚：約 4.0 kg
中 10 枚：約 8.0 kg
大 10 枚：約 16.0 kg



雑誌

A 4サイズ
高さ：約 20 cm
約 10.0 kg



OA用紙

A 4サイズ
高さ：約 20 cm
約 8.0 kg

4 廃棄物の減量化，資源化によるメリット

廃棄物の減量化，資源化を行うことは，事業者の皆様にとっても次の様なメリットが期待されます。

【企業のイメージアップ】

現代では，SDGs の影響もあり，社会全体として環境問題への関心が年々高まっています。

それに伴い，様々なメディアで企業の環境問題への取組みが紹介されており，取引先や消費者からも大きく注目されています。

【コストの削減・効率化】

設備や事務用品等の取扱い，効率化を図り，職場全体で体系的な節約を行うことで，廃棄物の減量化，経費の節減及び効率化が期待されます。

【企業及び社員の意識改革】

職場全体で廃棄物の減量化，資源化を行うことで，企業全体における業務の効率化につながるとともに，社員の皆さん一人ひとりの意識改革にもつながり，今後の業績の追い風となることも期待されます。

また，そういった取組みにより，地球資源の節約や，焼却処分等による CO2 の排出抑制につながることから，地球環境にとっても好影響となります。

世界的に SDGs が掲げられ，より環境に配慮した取組みが求められる現代であるからこそ，事業活動においても，地球にも事業者の皆様にもメリットとなる廃棄物の減量化，資源化を継続していく必要があります。

Ⅲ 提出物

1 廃棄物管理責任者の選任・届出

対象事業者は、事業系一般廃棄物の減量化等に関する業務を担当する、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任（変更）届」を市長に届け出るようにしてください。

【廃棄物管理責任者の役割】

廃棄物管理責任者は、事業所から生じる廃棄物の発生・排出抑制、再利用可能な物の分別徹底及び適正処理を実施するため、事業所内の指導・調整等を行っていただきます。

具体的には、以下の4点となります。

- 廃棄物の種類・発生量・処理方法などの実態の把握。
- 廃棄物の処理に関する記録の作成等。
- 関係者に対して、ごみの排出、分別及び再利用等に関する指導・啓発。
- 「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の作成と市への届出。

廃棄物管理責任者を変更した際には、「廃棄物管理責任者選任（変更）届」により、速やかに市長に届け出てください。

2 事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出

対象事業者は、前年度における事業系一般廃棄物の排出及び減量化の実績等を踏まえ、当該年度に排出する事業系一般廃棄物の減量化等の計画について、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」を、市長に提出してください。

※年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに作成し、**毎年6月末日**までに提出してください。

※提出先は高知市廃棄物対策課となり、提出方法は、Eメール・FAX・郵送・直接持参のいずれでも可能です。様式については、同課のホームページからダウンロードすることができます。

3 廃棄物管理責任者の選任（変更）届の記入例

記入例

様式第1号（第4条関係）

令和〇年〇月〇日

高知市長 様

前回の選任（変更）届から変更がない場合は提出不要です。
その場合は、減量化等計画書のみ提出してください。

事業所の本社又は支社（支店）等の住所、
社名、代表者氏名を記入してください。

届出者 郵便番号 780-0000

住 所 高知市上町〇丁目〇-〇

氏 名 株式会社〇〇〇
代表取締役 土佐 龍馬

電話番号 (088) 123-4567

廃棄物管理責任者選任（変更）届

高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱第4条の規定により、廃棄物管理責任者を次のとおり選任（変更）したので、届け出ます。

事業所又は建築物の所在地		高知市本町〇丁目〇-〇
事業所名又は建築物の名称		〇〇〇センター本町店
<input checked="" type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 変 更	役 職 名	〇〇〇センター本町店店長
	氏 名	高知 花子
	選任（変更）年月日	令和〇年〇月〇日
変 更 前	役 職 名	
	氏 名	

可能な限り事務所で業務に従事
する方から選任してください

※ 変更届を兼ねておりますので、選任届の場合は「変更前」欄への記載は不要です。

4 事業系一般廃棄物減量化等計画書の記入例

様式第2号（第5条関係）

記入例

令和〇年〇月〇日

高知市長

様

対象となる建築物毎に作成してください。毎年提出が必要です。

届出者

郵便番号 780-0000

住所 高知市上町〇丁目〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役 土佐 龍馬

電話番号 (088) 123-4567

事業所の本社又は支社（支店）等の住所、社名、代表者氏名を記入してください。

廃棄物管理責任者

氏名 〇〇〇センター本町店店長 高知花子

電話番号 (088) 345-6789

mail アドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

廃棄物管理責任者選任（変更）届に記載の廃棄物管理責任者を記入してください。

令和〇年度事業系一般廃棄物減量化等計画書

高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱第5条の規定により、事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出します。

記

1 建築物の概要

建築物の所在地	高知市本町〇丁目〇-〇			
建築物の名称	〇〇〇センター本町店			
建築物設置者の住所及び氏名	高知市上町〇丁目〇-〇 株式会社〇〇〇 代表取締役 土佐龍馬			
設置した年月日	平成〇年〇月〇日			
上記建築物の使用形態	<input type="checkbox"/> 事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	<input type="checkbox"/> 金融機関
	<input type="checkbox"/> 教育・保育	<input type="checkbox"/> その他（		
建物の面積合計	2,000 m ²			
従業員数	50人			

使用形態について該当するものにチェックを入れてください（複数ある場合は、使用している面積が多いもの）。

同一敷地内に複数建物がある場合はその合計

2 店舗内事業所名（複数事業所が入居している場合は記入）

<input type="checkbox"/> 〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇クリーニング	

3 ごみの減量及び資源化に関する方針、目標等があれば記入してください。

- ・SDGsを念頭に、環境に配慮した事業所としてごみの減量・再資源化を推進していく。
- ・生ごみの堆肥化を進め、資源化率を前年度比で10%増加させる。
- ・電子化等により紙資源の節約を行い、OA用紙（機密文書を含む）の排出量を前年度比で0.5トン削減する。

(発生量 = 資源化量 + 処分量) となるよう記載してください。

記入例

4 資源化・減量化等の前年度実績及び今年度計画

		発生量 (t/年)	資源化量 (t/年)	処分量 (t/年)	資源化率 (%)	処分の方法	
前 年 度 実 績	可燃ごみ	生ごみ	10.0	3.0	7.0	30.0	業者に収集・運搬を委託、一部堆肥化
		生ごみ以外	2.0	0.0	2.0	0.0	清掃工場に自己搬入
		計	12.0	3.0	9.0	25.0	
	古紙類	新聞・チラシ	4.2	4.2	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		段ボール	6.5	6.5	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		雑誌	1.0	1.0	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		OA用紙	4.0	0.0	4.0	0.0	業者に収集・運搬を委託、
		(うち機密紙)	2.0	0.0	2.0	0.0	清掃工場に自己搬入
	計	15.7	11.7	4.0	74.5		
	その他	木製粗大ごみ	1.0	0.0	1.0	0.0	清掃工場に自己搬入
		計	1.0	0.0	1.0	0.0	
	合計		28.7	14.7	14.0	51.2	

※ 廃プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、廃油等は産業廃棄物となりますので記載しないでください。

		発生量 (t/年)	資源化量 (t/年)	処分量 (t/年)	資源化率 (%)	処分の方法	
今 年 度 計 画	可燃ごみ	生ごみ	10.0	4.0	6.0	40.0	業者に収集・運搬を委託、一部堆肥化
		生ごみ以外	2.0	0.0	2.0	0.0	清掃工場に自己搬入
		計	12.0	4.0	8.0	33.3	
	古紙類	新聞・チラシ	4.0	4.0	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		段ボール	6.5	6.5	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		雑誌	1.0	1.0	0.0	100.0	古紙回収業者に引渡し
		OA用紙	3.5	0.0	3.5	0.0	業者に収集・運搬を委託
		(うち機密紙)	1.8	0.0	1.8	0.0	清掃工場に自己搬入
	計	15.0	11.5	3.5	76.7		
	その他	木製粗大ごみ	1.0	0.0	1.0	0.0	清掃工場に自己搬入
		計	1.0	0.0	1.0	0.0	
	合計		28.0	15.5	12.5	55.4	

※ 廃プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、廃油等は産業廃棄物となりますので記載しないでください。

対前年度増減率 (%) (今年度合計/前年度合計-1) × 100	-2.4	5.4	-10.7	8.1	
--------------------------------------	------	-----	-------	-----	--

※新規に対象事業者となった事業所は、前年度実績欄の記入は不要です。

※各数値は、小数点第2位を四捨五入して記入してください。

※食料品製造業等から生ずる動植物性残さは、一般廃棄物に分類されません(産業廃棄物に該当)ので、本表で算入することはできません。

5 貴事業所におけるごみの減量及び資源化等での課題等

- ・社員のごみの分別が徹底できていない(一般廃棄物の中に一部廃プラスチックの混入あり)。
- ・排出される生ごみの全量を受け入れてもらえる堆肥化施設が見つかっていない。

IV 関係法令

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

【高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）】

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

(1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。

(2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や使用後の回収策を講ずること。

(3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

【高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）】

（多量排出事業者）

第2条 条例第8条第1項の規定により市長が、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

【高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱】

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第5項、高知市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年条例第1号。以下「条例」という。)第8条第1項及び高知市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成6年規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づき、事業系一般廃棄物(以下「事業系ごみ」という。)を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)に対して行う事業系ごみの減量化、資源化及び適正処理(以下「減量化等」という。)の指導及び助言に関し必要な事項を定めることにより、事業系ごみの適正な処理を推進することを目的とする。

（対象事業者）

第2条 この要綱の対象となる多量排出事業者(以下「対象事業者」という。)は、規則第2条各号に掲げる者とする。

（対象事業者の責務）

第3条 対象事業者は、事業系ごみの処理に関し、法、条例、規則及びこの要綱を遵守し、事業系ごみの減量化に努めるとともに、本市が実施する事業系ごみの減量化等の施策に協力するものとする。

- 2 対象事業者は、事業の用に供する土地又は建物から排出される事業系ごみの管理又は排出に関わる者(以下「関係者」という。)に対し、事業系ごみの減量化等を確保するよう働きかけを行うとともに、関係者の行う取組に対して協力するように努めるものとする。

（廃棄物管理責任者の選任）

第4条 対象事業者は、事業系ごみの減量化等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任するものとする。

- 2 対象事業者は、前項の規定により廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第1号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

(廃棄物減量化等計画書)

第5条 対象事業者は、前年度における事業系ごみの排出及び減量化等の実績を踏まえ、当該年度に排出する事業系ごみの減量化等の計画について、事業系一般廃棄物減量化等計画書(様式第2号)より、毎年6月末日までに市長に提出するものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高知市環境部廃棄物対策課
高知市本町5丁目1番45号
TEL 088-823-9427
FAX 088-823-9493